

広島市  
障害福祉等に関するアンケート調査  
調査結果報告書  
【概要版】

平成29年3月

広島市

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

広島市障害者計画及び第5期福祉広島市障害者計画の策定に当たり、障害福祉行政や障害サービス等に対するニーズ等を把握ため、調査及び分析を行い、計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

## 2 調査対象

- ・広島市在住の身体障害者手帳等所持者の中から無作為抽出
- ・医療機関や障害者団体

## 3 調査期間

平成29年1月27日から平成29年2月14日

## 4 調査方法

	調査票種類	調査方法
1	身体障害者用	郵送による配布・回収、面談
2	知的障害者用	郵送による配布・回収、面談
3	障害児用	郵送による配布・回収、面談
4	精神障害者用	郵送による配布・回収、面談
5	精神障害者用（入院）	面談
6	精神障害者用（通院）	面談
7	難病患者	郵送による配布・回収、面談
8	高次脳機能障害者	郵送による配布・回収、面談
9	発達障害者	郵送による配布・回収、面談

## 5 回収状況

### (1) 配布件数、回収数、回収率

	調査票種類	配布数	回収数	回収率
1	身体障害者用	1,250 通	720 通	57.6%
2	知的障害者用	1,150 通	582 通	50.6%
3	障害児用	1,050 通	396 通	37.7%
4	精神障害者用	200 通	116 通	58.0%
5	精神障害者用（入院）	470 通	330 通	70.2%
6	精神障害者用（通院）	680 通	401 通	59.0%
7	難病患者	500 通	242 通	48.4%
8	高次脳機能障害者	100 通	53 通	53.0%
9	発達障害者	200 通	76 通	38.0%
	計	5,600 通	2,916 通	52.1%

### (2) 有効回答数

- ・「1 身体障害者用」「2 知的障害者用」「3 障害児用」「4 精神障害者用」「6 精神障害者用（通院）」「7 難病患者」「8 高次脳機能障害者」「9 発達障害者」の調査については、各調査票の回答を合算し、下表のとおり抽出区分（「全体」「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病」「高次脳機能障害」「発達障害」）ごとに、「21 歳以上」と「20 歳以下」に分けて集計しました。（例：身体障害者手帳と療育手帳の両方を持っている重複障害の方は、「身体障害」と「知的障害」の両方にカウントされています。）
- ・有効回答数は、各調査票の回答を合算し、抽出区分別に集計をかけ合わせて得た数値であるため、下表の「全体」（精神障害者用（入院）を除く回収件数と一致）の件数と、「身体障害」から「発達障害」までの合計件数は一致しません。

	20 歳以下	21 歳以上	合計
全体	580 件	1,968 件	2,548 件
身体障害	162 件	982 件	1,144 件
知的障害	439 件	549 件	988 件
精神障害	124 件	671 件	795 件
難病	78 件	240 件	318 件
高次脳機能障害	350 件	103 件	453 件
発達障害	8 件	303 件	311 件

## 6 調査結果の表示方法

- この報告書は、「21 歳以上」、「20 歳以下」、「精神障害者（入院）（「精神障害者」（医療従事者）を含む。」の3つに大きく分類し、それぞれ配布した調査票の設問に沿った形で構成しています。
- 「1 身体障害者用」「2 知的障害者用」「3 障害児用」「4 精神障害者用」「6 精神障害者用（通院）」「7 難病患者」「8 高次脳機能障害者」「9 発達障害者」の調査については、各調査票の回答を合算し、抽出区分（「全体」「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病」「高次脳機能障害」「発達障害」）ごとに集計しています。したがって、障害が重複している人はそれぞれの障害ごとに重複してカウントされているため、有効回答者数が異なっています。（例：身体障害者手帳と療育手帳の両方を持っている重複障害の方は、「身体障害」と「知的障害」の両方にカウントされています。）
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

## 調査結果の概要

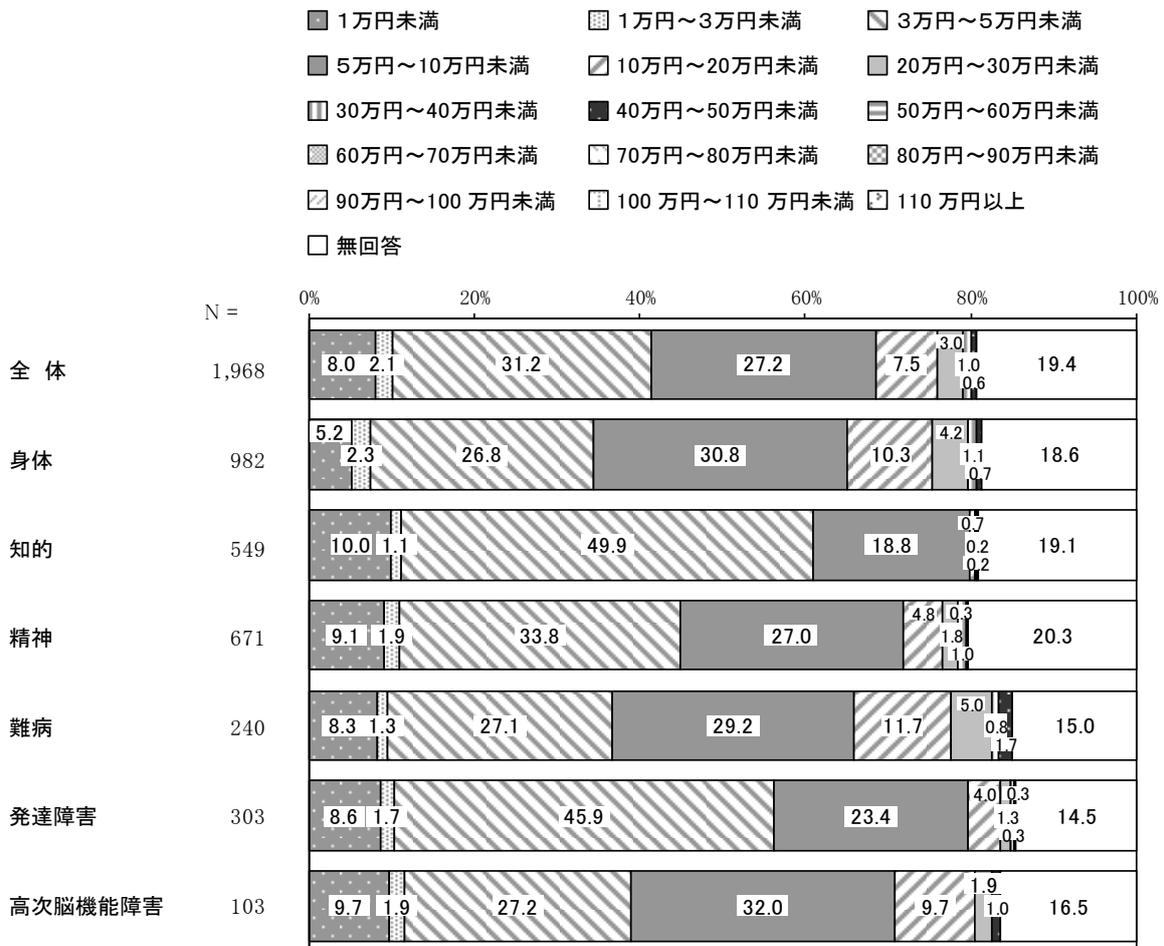
### 本人の状況について

#### 収入

問 あなたの年金や手当を含む1か月あたりの収入はどのくらいですか。

#### 【21歳以上】

1か月あたりの収入は、身体障害、難病、高次脳機能障害では「10万円以上20万円未満」、知的障害、精神障害、発達障害では「5万円以上10万円未満」が最も多くなっています。



いずれの障害においても月収が「20万円未満」の割合が高くなっています。また、内訳をみても、いずれの障害も「年金」の割合が高くなっており、年金が収入の中心となっていることがうかがえます。

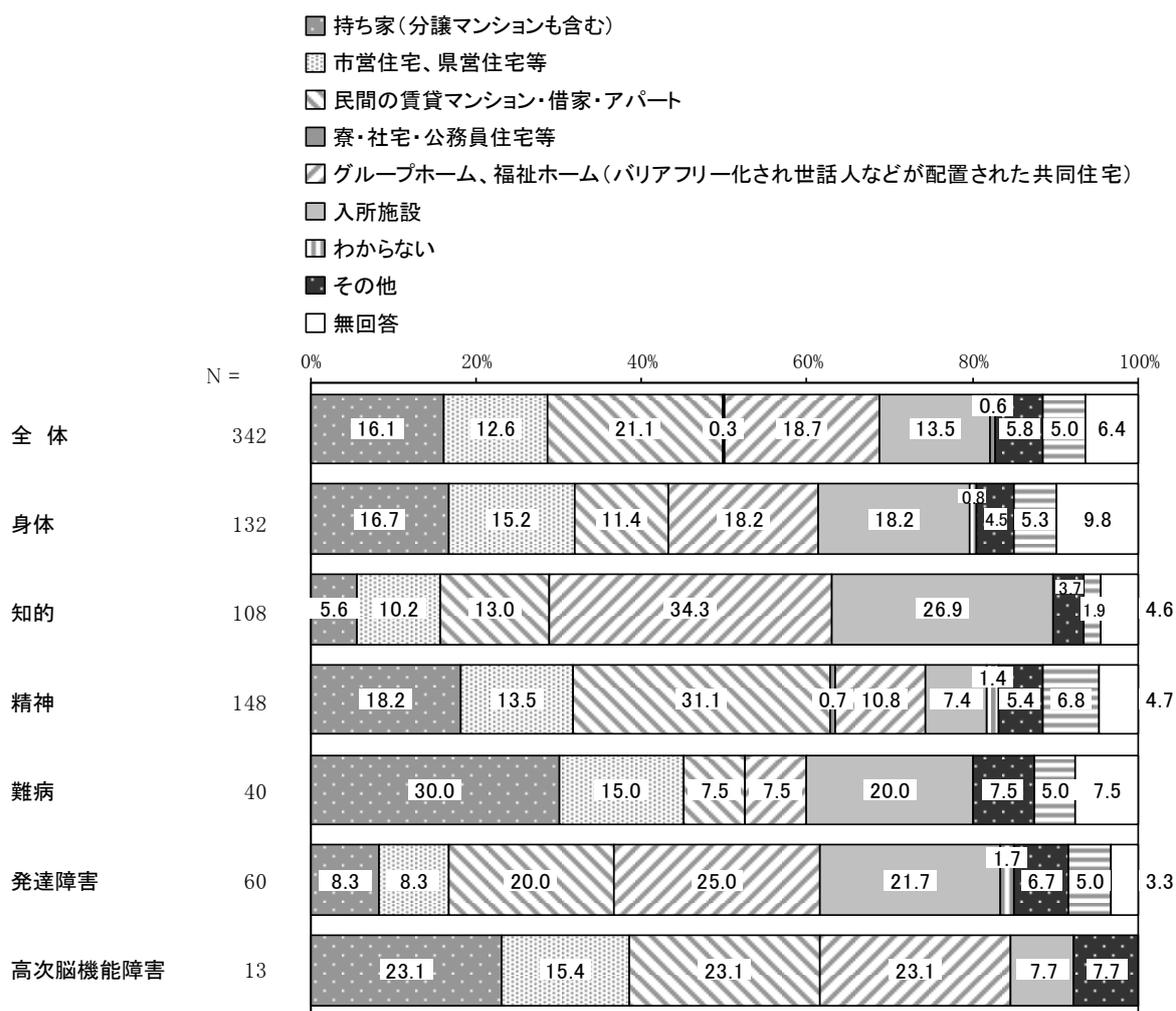
## 2 生活の場について

### 今後の生活の場

問 今後（将来）どこで暮らしたい（暮らす予定）ですか。（○は1つ）

#### 【21歳以上】

今後の生活の場は、難病、高次脳機能障害では「持ち家（分譲マンションも含む）」、精神障害、高次脳機能障害では「民間の賃貸マンション・借家・アパート」、身体障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害では「グループホーム、福祉ホーム（バリアフリー化され世話人などが配置された共同住宅）」、身体障害では「入所施設」が最も多くなっています。



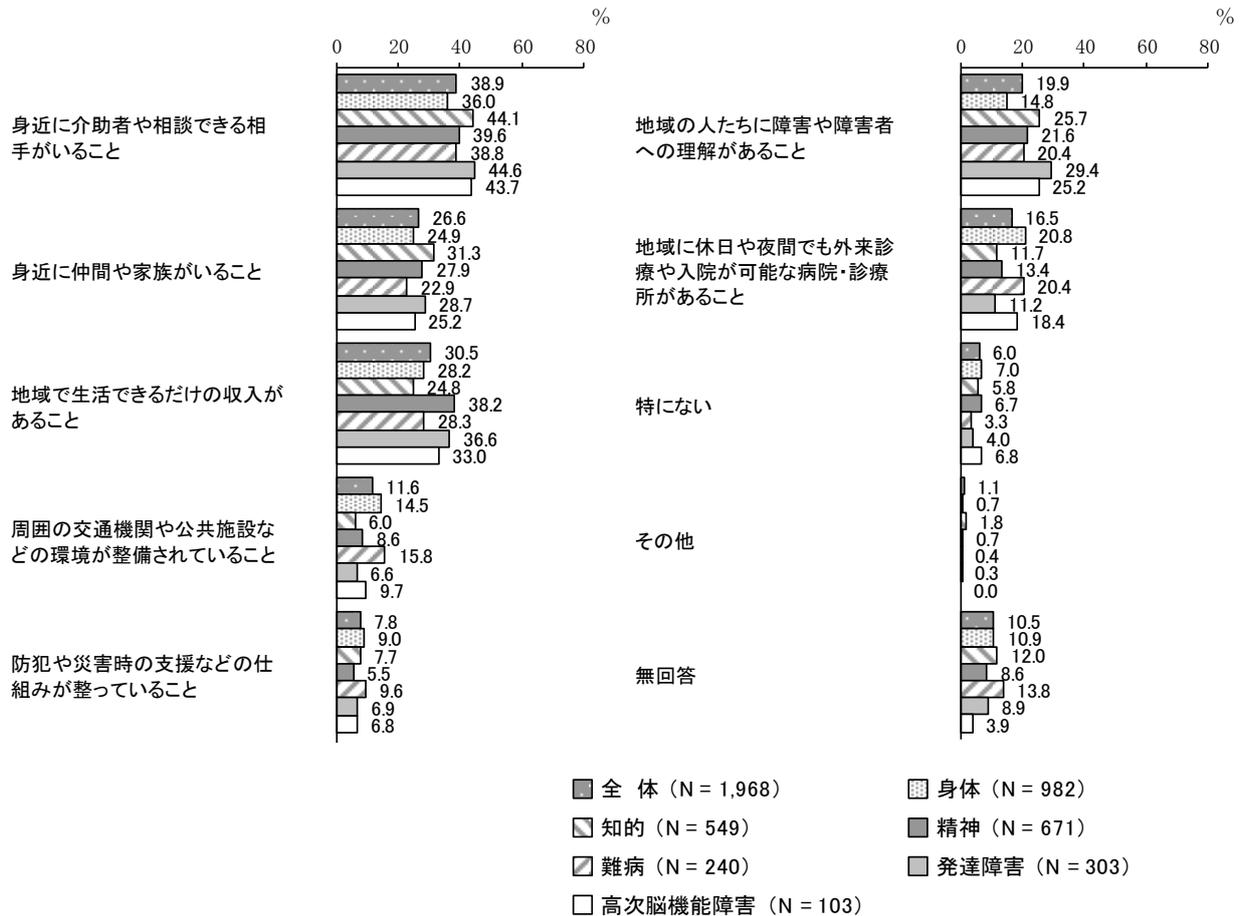
今後も住み慣れた地域で生活を送りたいという人が多く、特に、身体障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害では「グループホーム、福祉ホーム」のニーズが高くなっています。地域生活への移行支援として、グループホーム等の整備促進を検討していくことが必要です。

## 地域生活において必要な支援

問 住まいの確保のほかに障害者が地域で生活するために特に必要だと思うことは何ですか。(〇は2つまで)

### 【21歳以上】

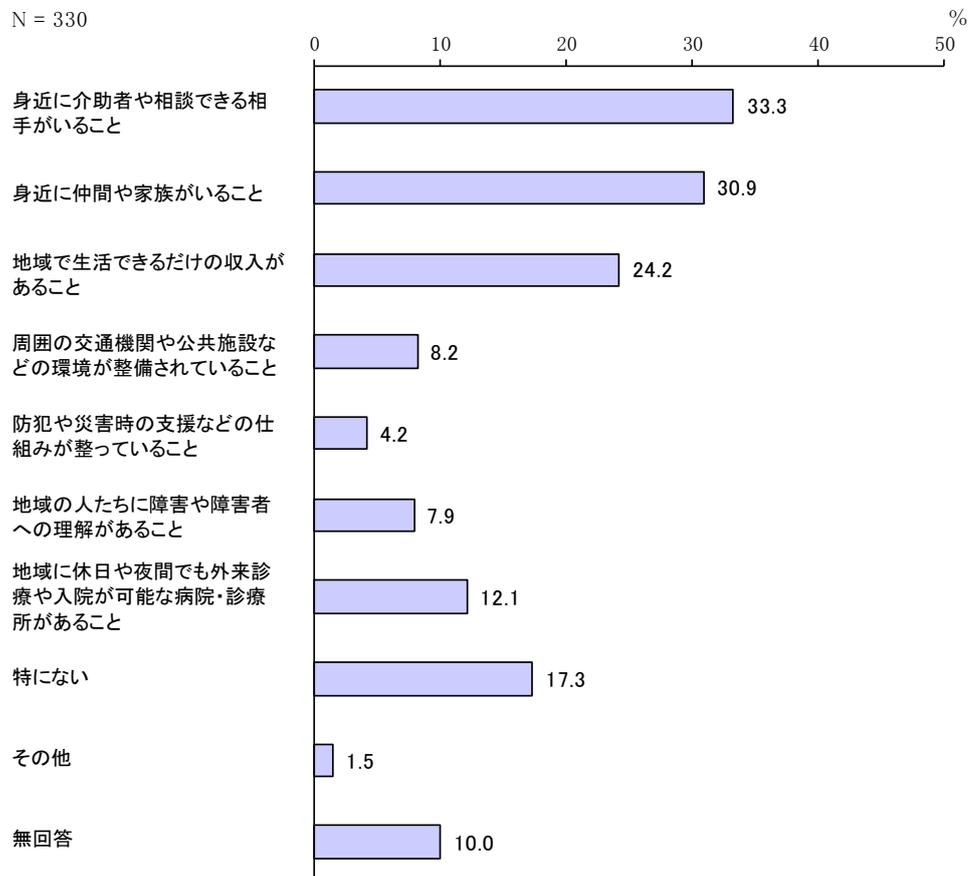
地域で生活するために特に必要なことについては、いずれの障害においても「身近に介助者や相談できる相手がいること」が最も多くなっています。



地域で生活を送るには、様々な相談等が必要であることから、基幹相談支援センターや相談支援事業所等の周知等、身近な地域での相談できる体制づくりに取り組むことが必要です。また、収入を確保することも重要な要素になっています。

## 【精神障害者（入院者）】

地域で生活するために特に必要なことについては、「身近に介助者や相談できる相手がいること」が最も多く、次いで、「身近に仲間や家族がいること」が多くなっています。



入院者については、退院後の地域生活に向けて、相談支援、日中活動の支援、就労の支援など多様な支援が必要になっています。

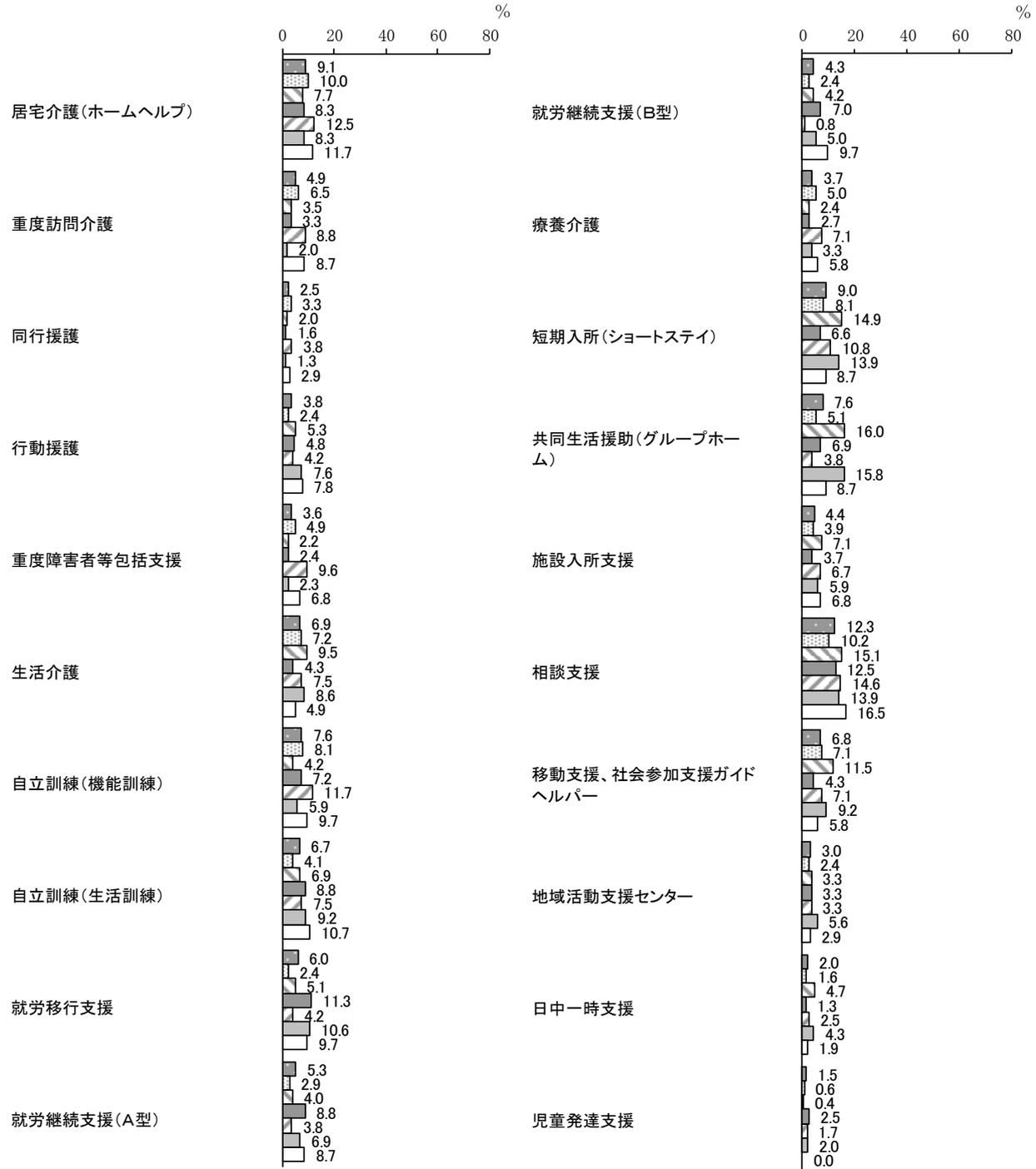
### 3 日常生活について

#### 必要な福祉サービス

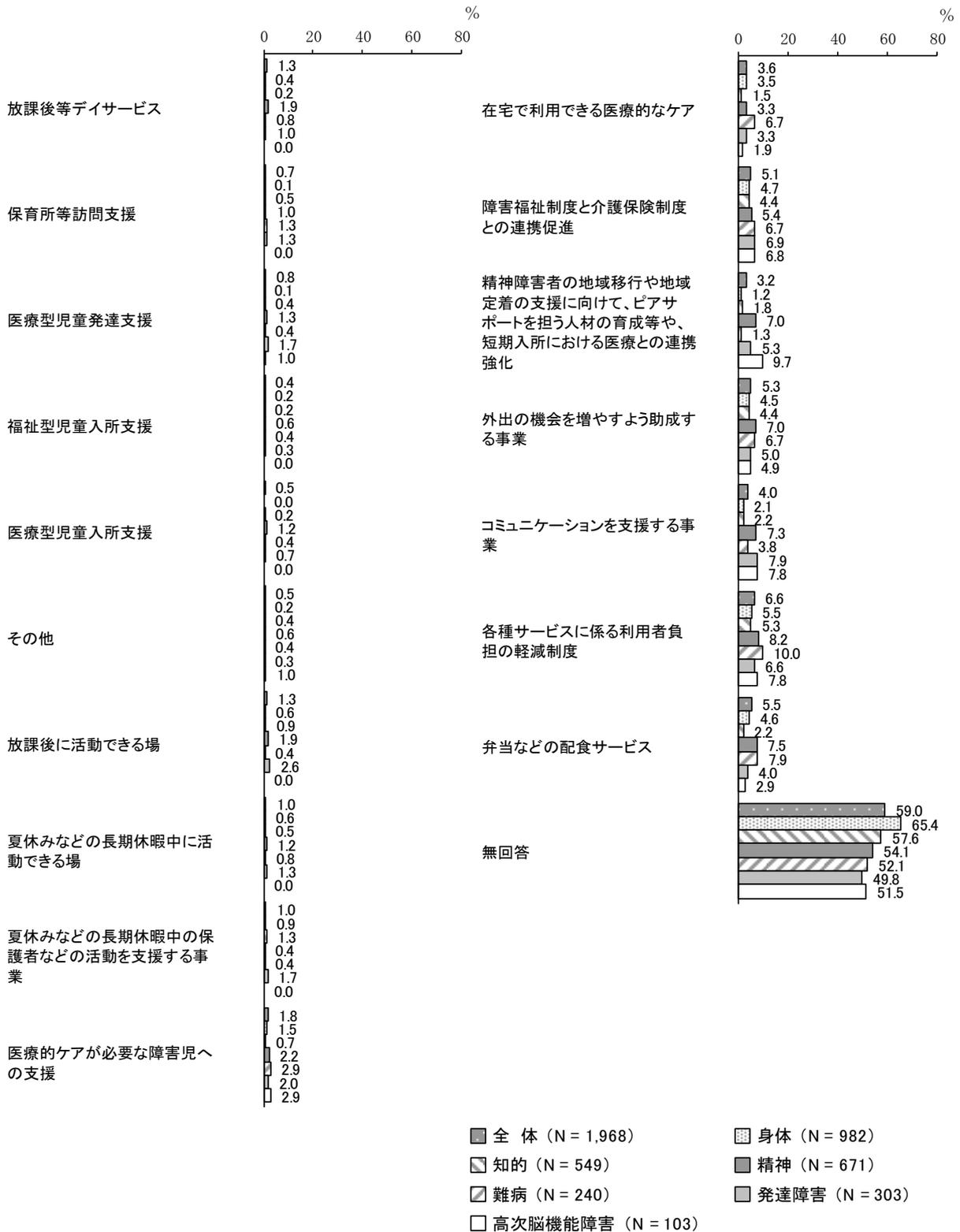
問 重点的に取り組む必要があるもの（〇は5つまで）

【21歳以上】

必要な福祉サービスについては、知的障害、発達障害では「共同生活援助（グループホーム）」、身体障害、精神障害、難病、高次脳機能障害では「相談支援」が最も多くなっています。



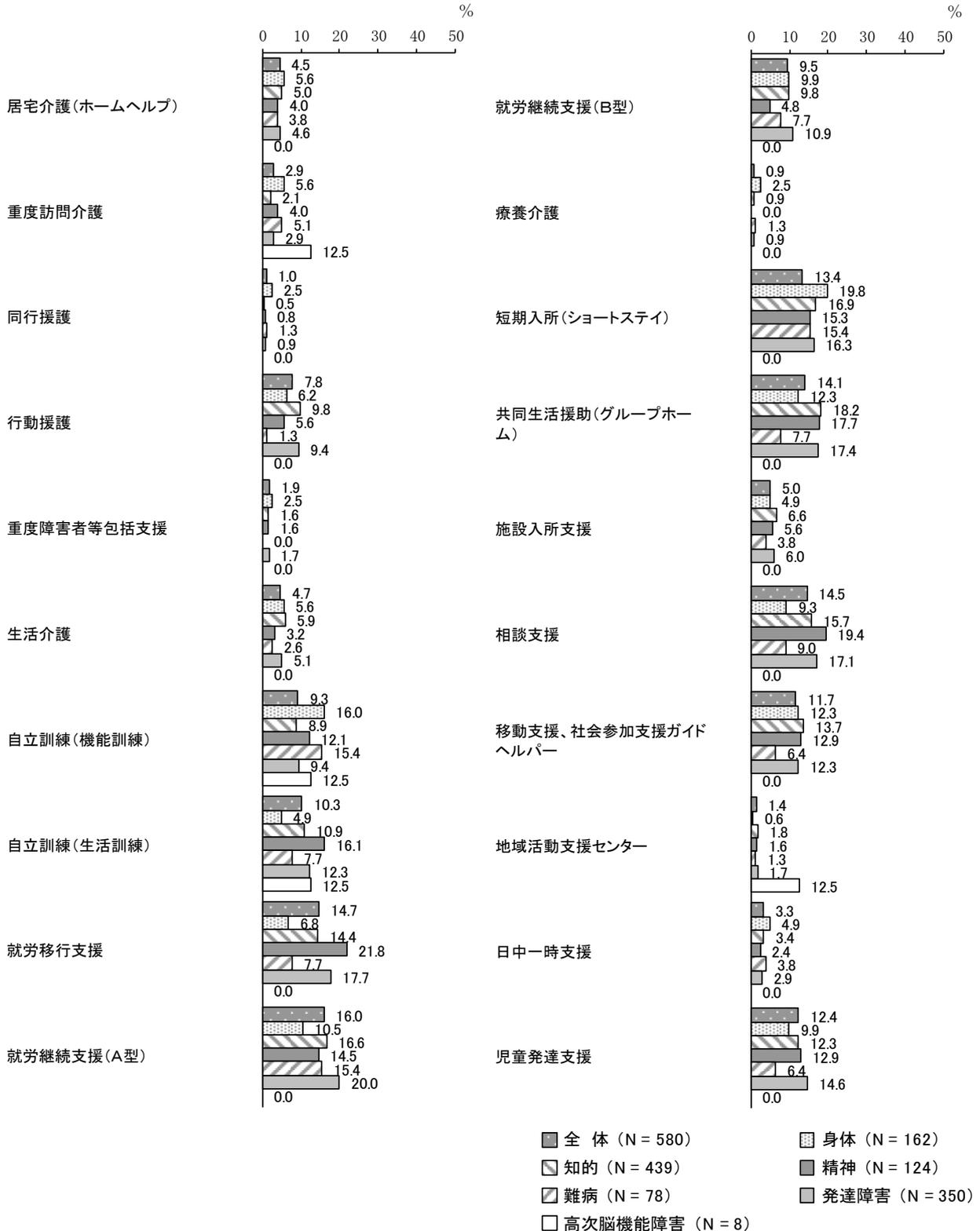
■ 全体 (N = 1,968)      ■ 身体 (N = 982)  
 ■ 知的 (N = 549)      ■ 精神 (N = 671)  
 ■ 難病 (N = 240)      ■ 発達障害 (N = 303)  
 □ 高次脳機能障害 (N = 103)

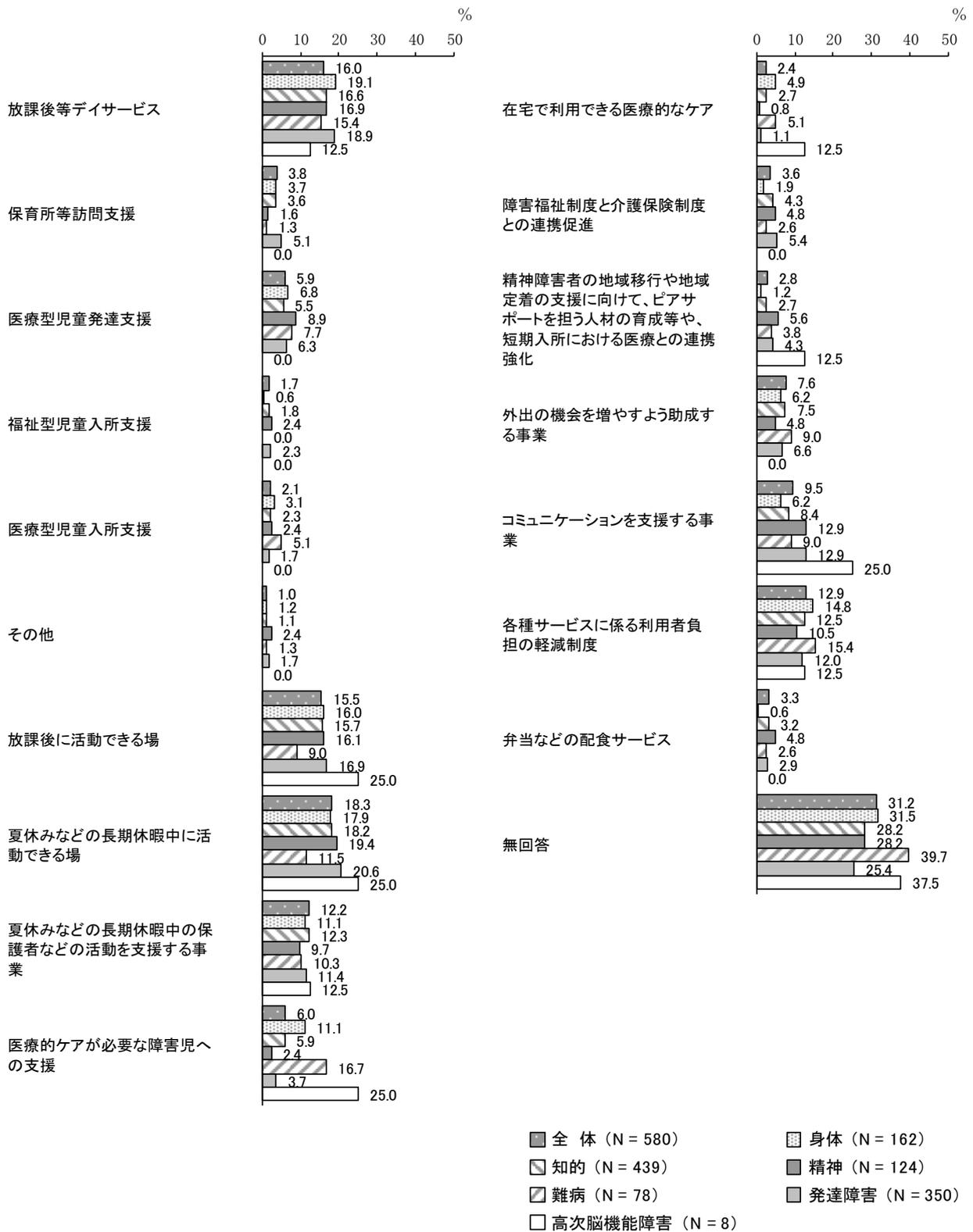


必要な福祉サービスとして、共同生活援助（グループホーム）、相談支援等の利用意向が高いことがうかがえます。引き続き、サービスの利用状況や利用ニーズ等を踏まえ、サービス提供体制の確保を図っていくことが必要です。

【20歳以下】

必要な福祉サービスについては、精神障害では「就労移行支援」、身体障害では「短期入所（ショートステイ）」、知的障害では「共同生活援助（グループホーム）」、知的障害、発達障害では「夏休みなどの長期休暇中に活動できる場」、難病では「医療的ケアが必要な障害児への支援」が最も多くなっています。

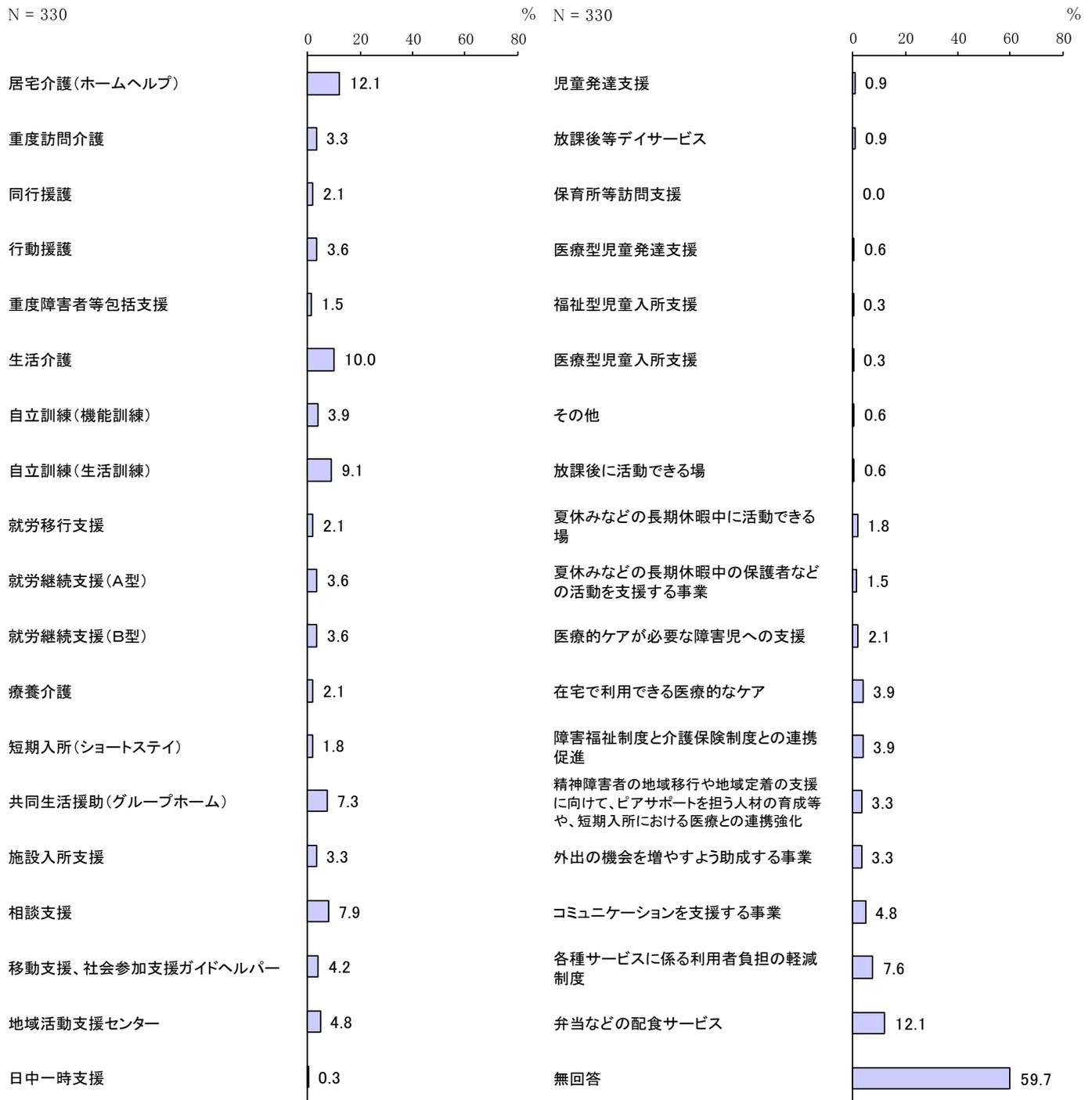




就労移行支援、短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）、夏休みなどの長期休暇中に活動できる場、医療的ケアが必要な障害児への支援等の利用意向が高いことがうかがえます。障害児については、ライフステージに応じた切れ目の無い支援や保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携による取組が必要です。

## 【精神障害者（入院者）】

必要な福祉サービスについては、「居宅介護（ホームヘルプ）」「弁当などの配食サービス」が最も多く、次いで、「生活介護」が多くなっています。



居宅介護（ホームヘルプ）、弁当などの配食サービス、生活介護等の利用意向が高く、引き続き、サービスの利用状況や利用ニーズ等を踏まえ、サービス提供体制の確保を図っていくことが必要です。

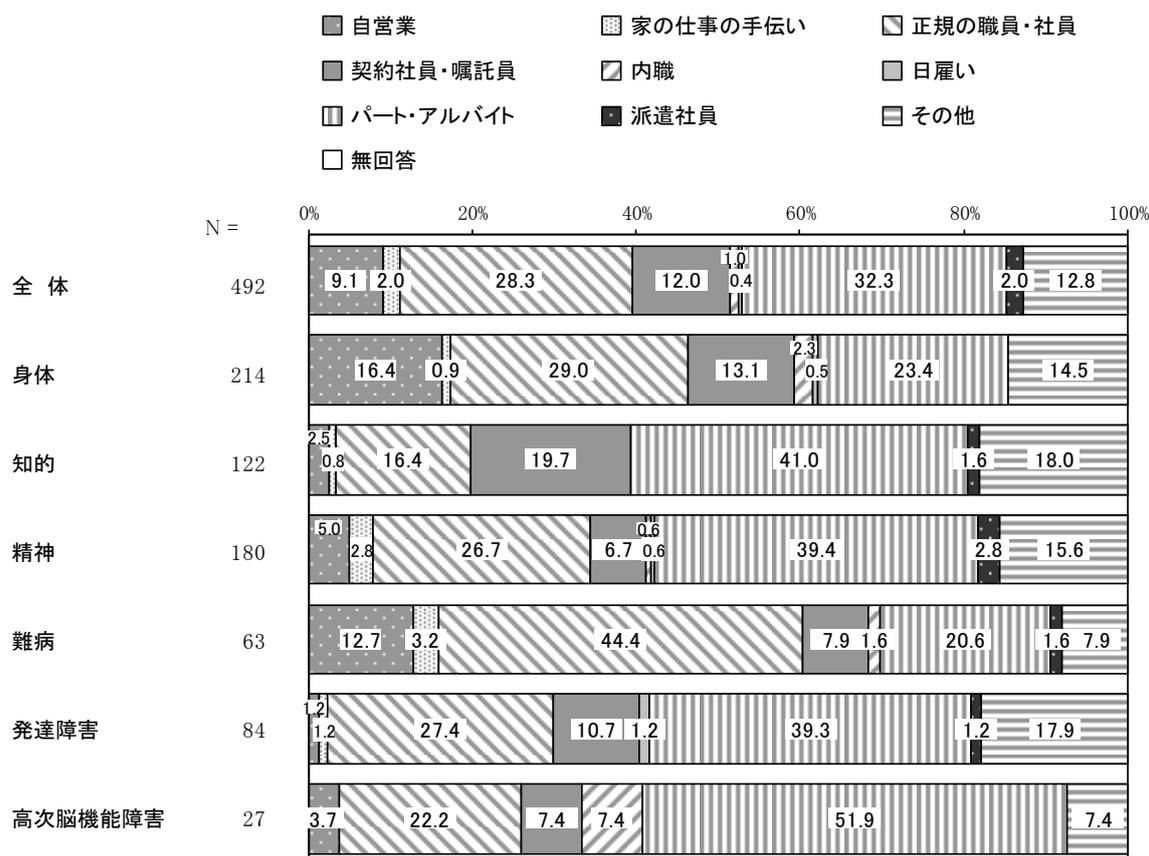
## 4 就労について

### 就労形態

問 あなたは、どのような働き方で仕事をしていますか。(〇は1つ)

#### 【21歳以上】

就労形態については、身体障害、難病では「正規の職員・社員」、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害では「パート・アルバイト」が最も多くなっています。



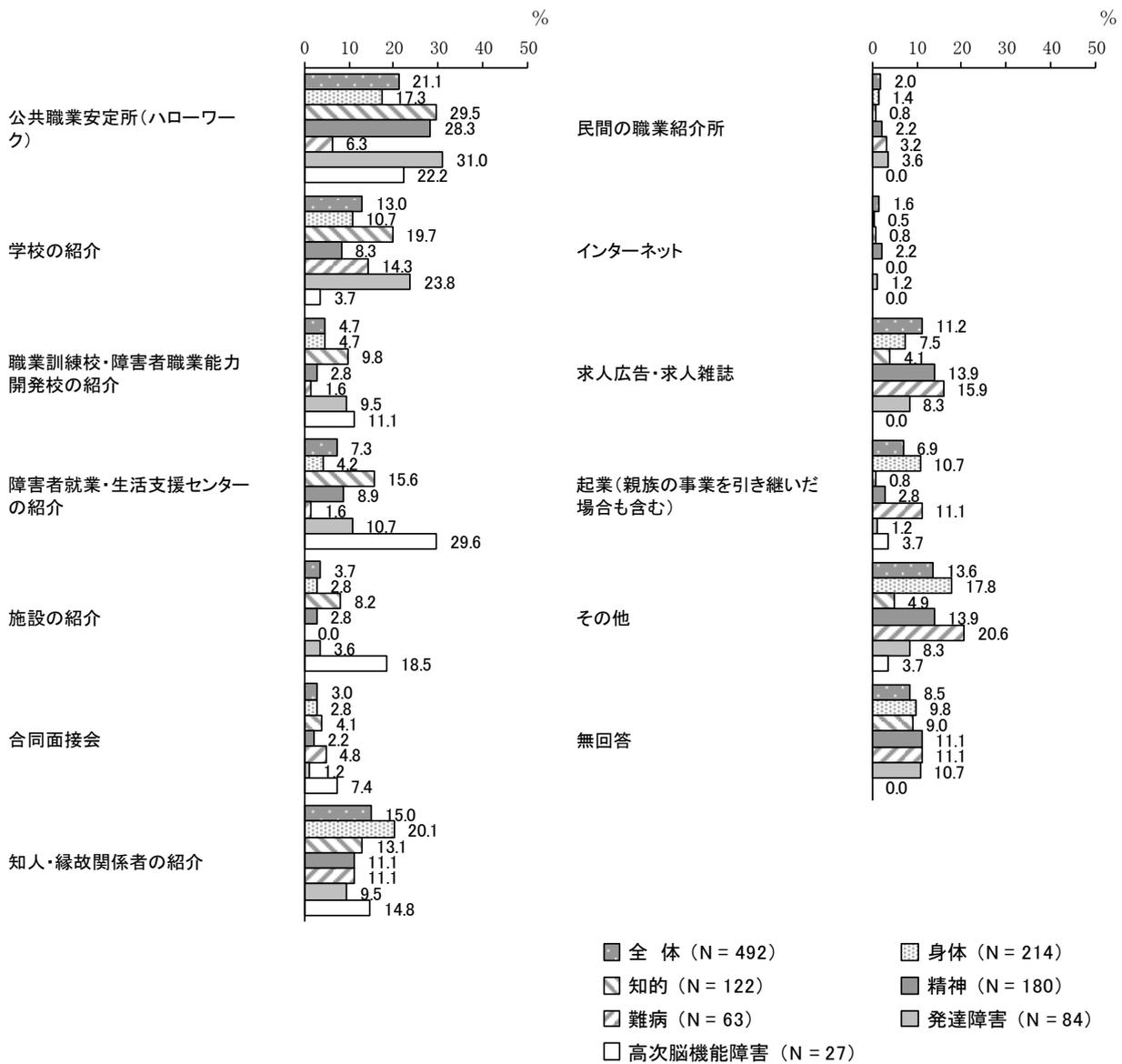
就労の形態も多様であることから、障害や本人の特性にあった就労支援・就労定着への支援の充実に努める必要があります。

## 仕事の紹介先

問 あなたは、現在の仕事をどのような方法で見つけましたか。(〇はいくつでも)

### 【21歳以上】

仕事の紹介先については、身体障害では「知人・縁故関係者の紹介」、知的障害、精神障害、発達障害では「公共職業安定所（ハローワーク）」、難病では「求人広告・求人雑誌」、高次脳機能障害では「障害者就業・生活支援センターの紹介」が最も多くなっています。



仕事の紹介先は、ハローワークの利用が多くなっています。今後もハローワークを中心に、学校、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業者など地域の関係機関が連携を図ることが必要です。

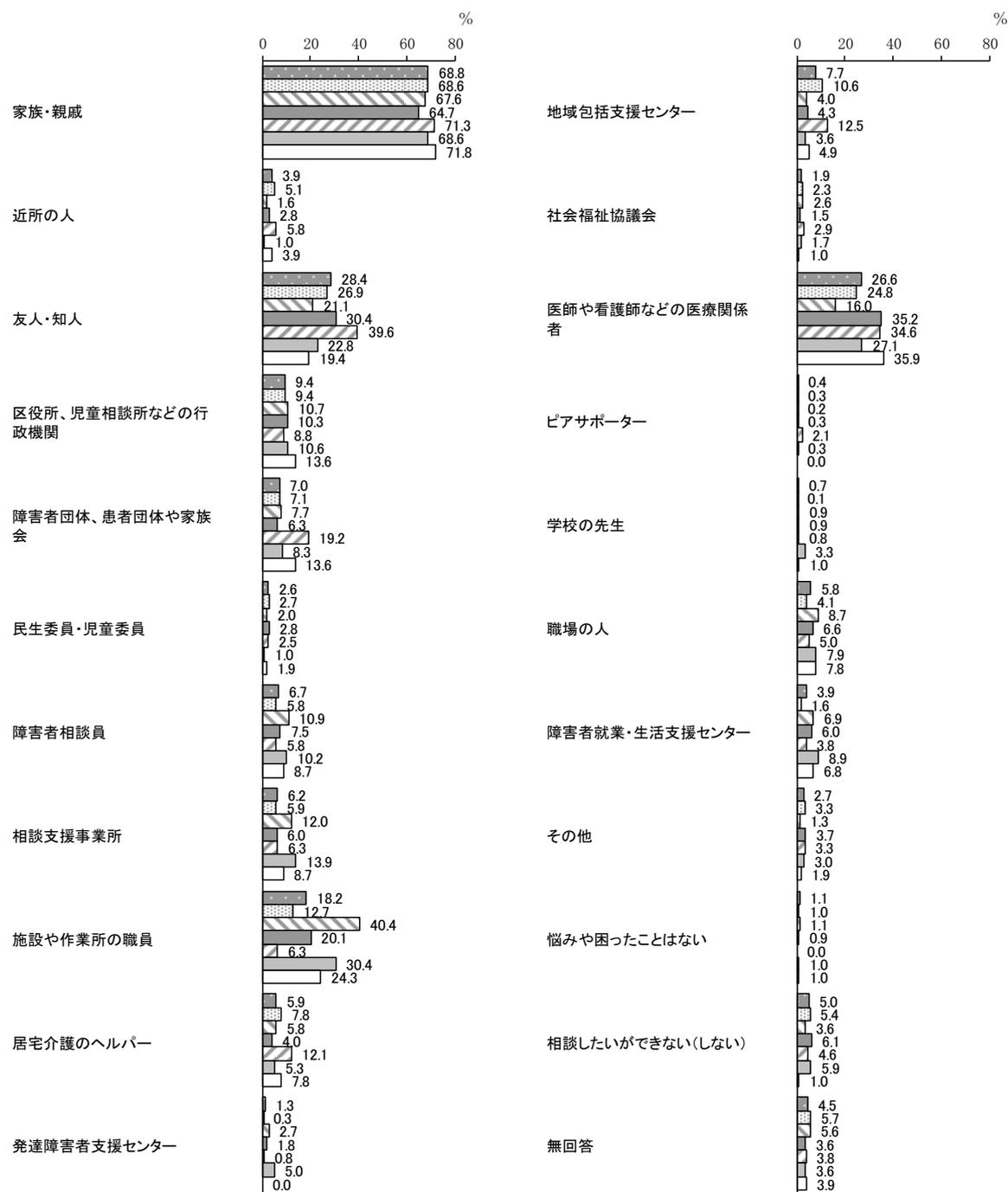
## 5 相談等について

### 相談相手

問 あなたが、悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）ですか。（〇はいくつでも）

【21歳以上】

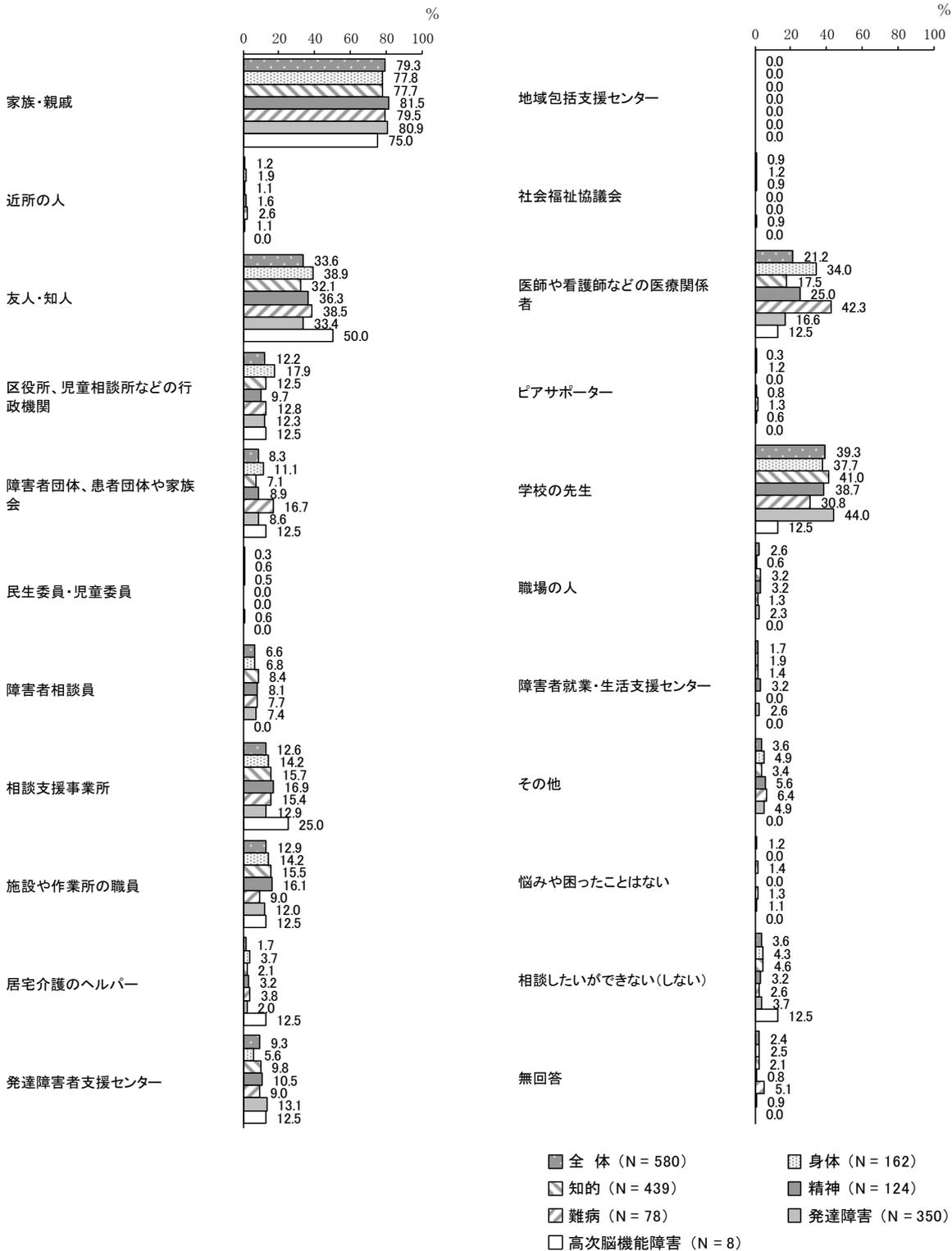
相談する相手は、いずれの障害においても「家族・親戚」が最も多くなっています。



■ 全体 (N = 1,968)      ■ 身体 (N = 982)  
 ■ 知的 (N = 549)      ■ 精神 (N = 671)  
 ■ 難病 (N = 240)      ■ 発達障害 (N = 303)  
 □ 高次脳機能障害 (N = 103)

【20歳以下】

相談する相手は、いずれの障害においても「家族・親戚」が最も多くなっています。



相談相手は、「家族・親戚」以外では、21歳以上、20歳以下ともに、それぞれ身近なところが相談先になっています。今後も、関係機関等と緊密な連携を図っていくことが必要です。

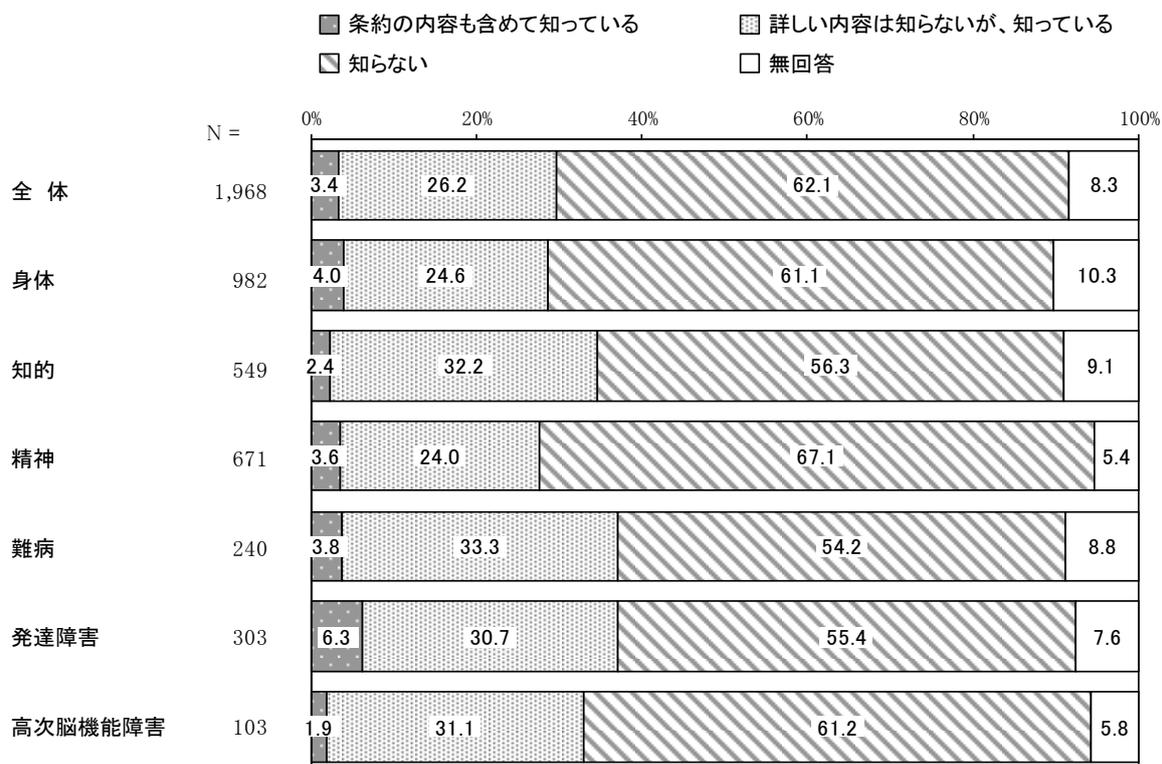
## 6 障害者の権利を守る取組について

### 障害者権利条約の認知度

問 障害者権利条約について知っていますか。(○は1つ)

【21歳以上】

障害者権利条約については、いずれの障害においても「知らない」が最も多くなっています。



障害者権利条約については、認知度も低いことから、その内容等を分かりやすい形で示していくとともに、さらなる周知を図ることが必要です。

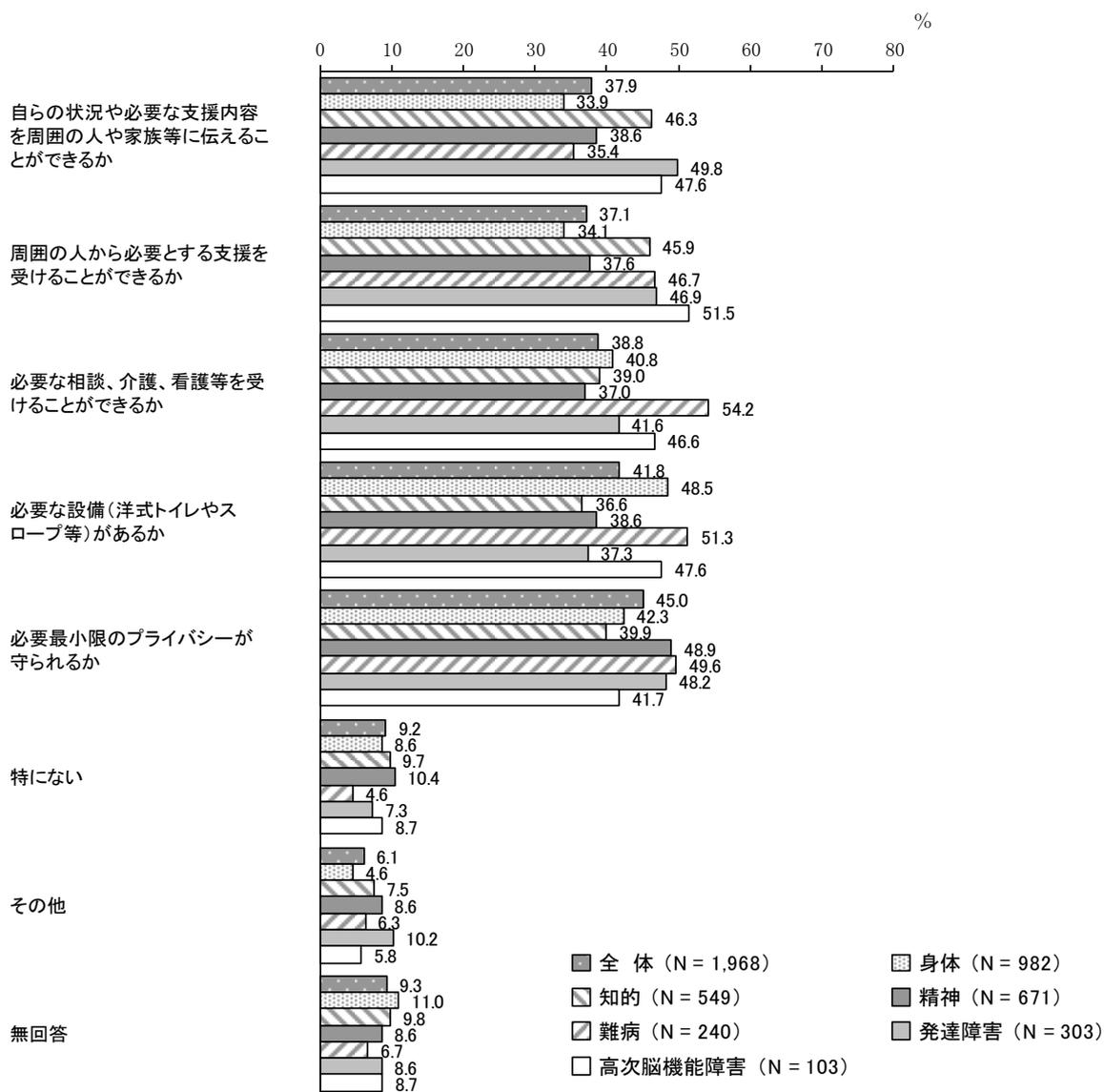
## 7 災害時の避難等について

### 災害時において困ること

問 災害時に、避難所で不安に思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

【21歳以上】

災害時に、避難所で不安に思うことについては、身体障害では「必要な設備（洋式トイレやスロープ等）があるか」、知的障害、発達障害では「自らの状況や必要な支援内容を周囲の人や家族等に伝えることができるか」、精神障害では「必要最小限のプライバシーが守られるか」、難病では「必要な相談、介護、看護等を受けることができるか」、高次脳機能障害では「周囲の人から必要とする支援を受けることができるか」が最も多くなっています。



災害時に避難所で不安に思うこと、適切な情報やサービスや医療へとつながるか不安に感じている人が多くなっています。障害の特性ふまえて適切な情報発信や、コミュニケーション手段の確保が必要となります。

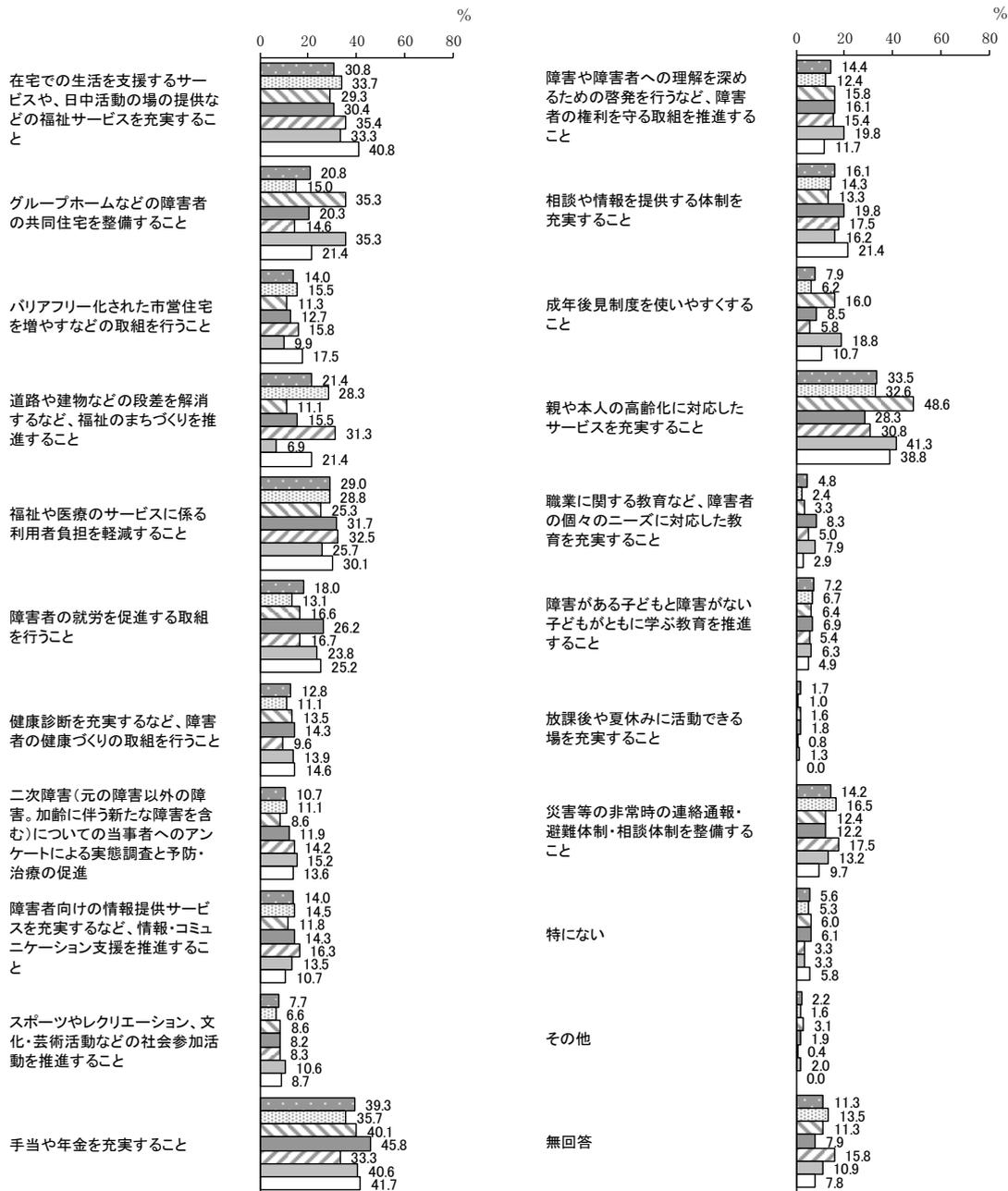
## 8 障害者施策全般について

### 重点的に進める必要がある障害者施策

問 重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思いますか。  
(〇は5つまで)

#### 【21歳以上】

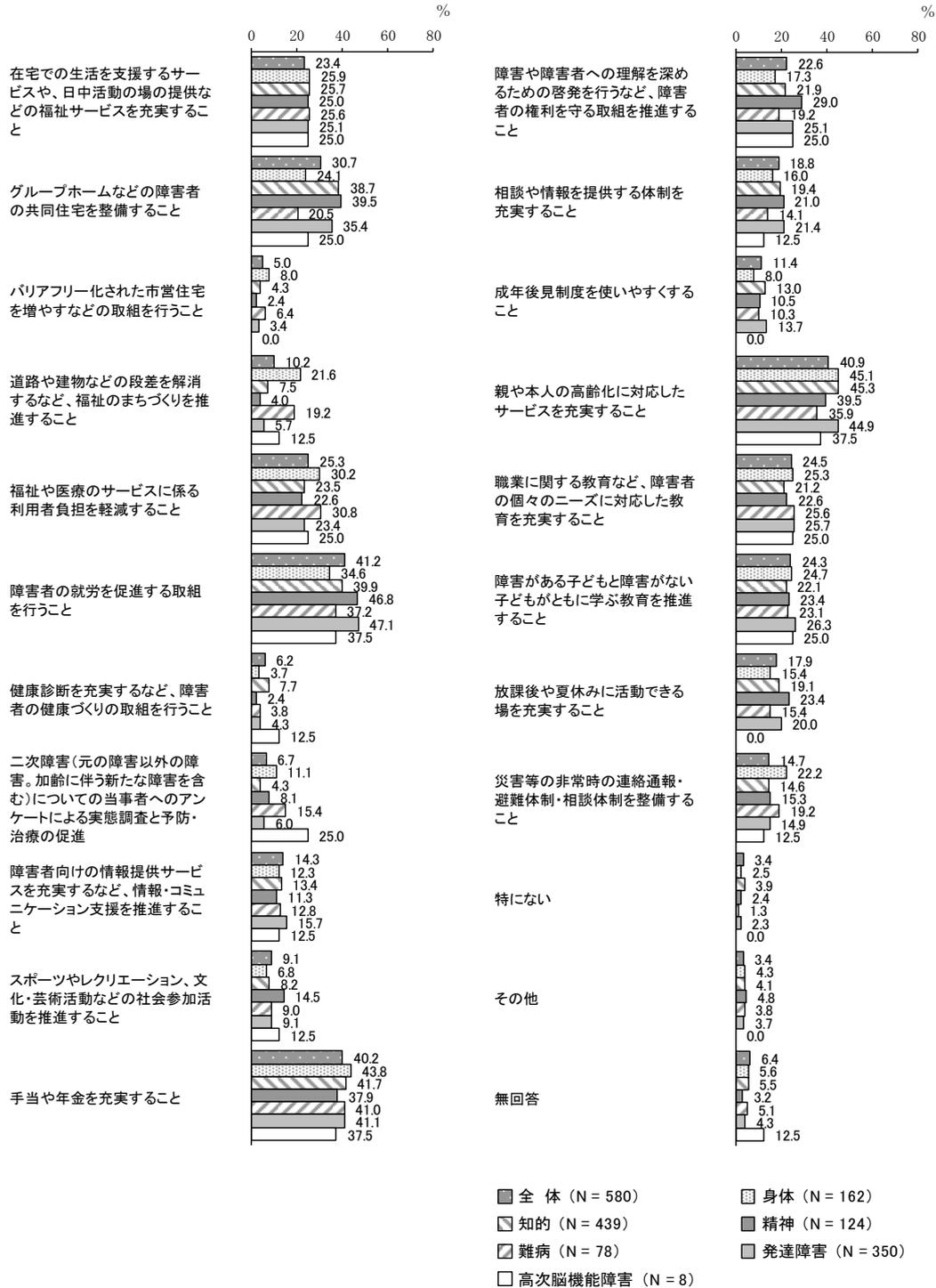
重点的に進める必要がある障害者施策については、身体障害、精神障害、高次脳機能障害では「手当や年金を充実すること」、知的障害、発達障害では「親や本人の高齢化に対応したサービスを充実すること」、難病では「在宅での生活を支援するサービスや、日中活動の場の提供などの福祉サービスを充実すること」が最も多くなっています。



■ 全体 (N = 1,968)      ■ 身体 (N = 982)  
 ■ 知的 (N = 549)      ■ 精神 (N = 671)  
 ■ 難病 (N = 240)      ■ 発達障害 (N = 303)  
 □ 高次脳機能障害 (N = 103)

【20歳以下】

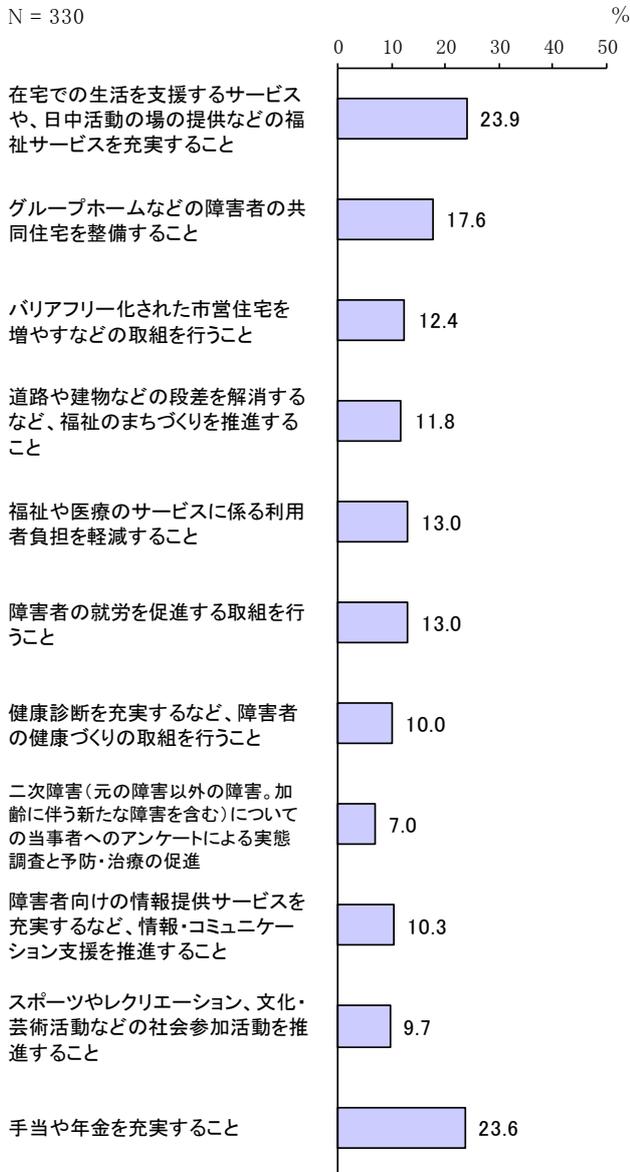
重点的に進める必要がある障害者施策については、身体障害、知的障害では「親や本人の高齢化に対応したサービスを充実すること」、精神障害、発達障害では「障害者の就労を促進する取組を行うこと」、難病では「手当や年金を充実すること」が最も多くなっています。



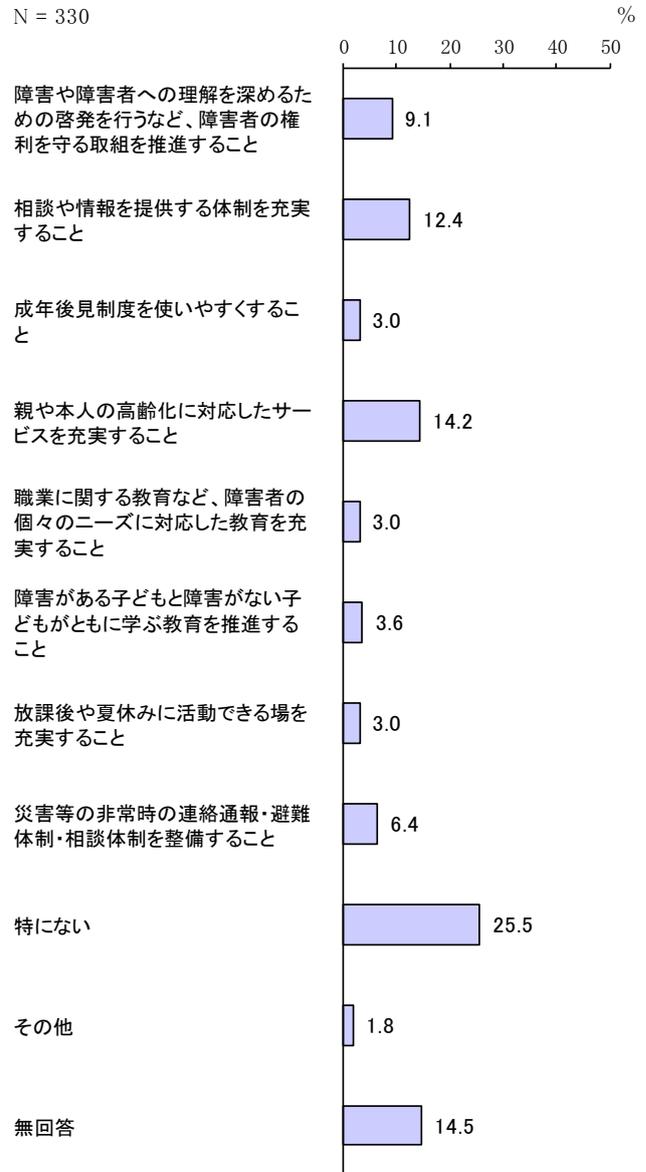
## 【精神障害者（入院者）】

重点的に進める必要がある障害者施策については、「在宅での生活を支援するサービスや、日中活動の場の提供などの福祉サービスを充実すること」が最も多くなっています。

N = 330



N = 330



障害者施策の推進にあたっては、幅広い分野で様々なニーズがあることから、緊急度や優先度を見極めながら、取り組んでいくことが必要です。

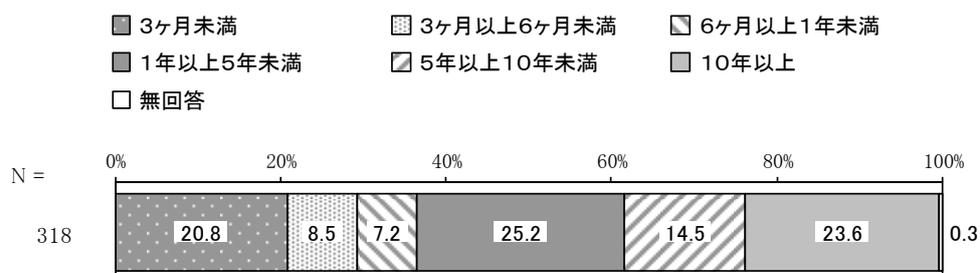
## 9 医療従事者

### 入院期間

問 患者さんの今回の入院期間は、どの程度ですか。

#### 【精神障害者（医療従事者用）】

患者さんの今回の入院期間については、「1年以上5年未満」が最も多く、次いで、「10年以上」となっています。

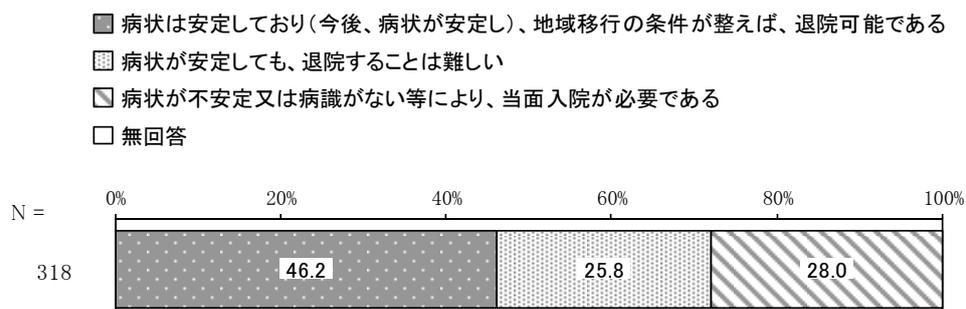


入院が中長期におよぶ方の割合が多くなっています。

問 患者さんの退院の可能性はどうか。

#### 【精神障害者（医療従事者用）】

患者さんの退院の可能性については、「病状は安定しており（今後、病状が安定し）、地域移行の条件を整えば、退院可能である」が最も多くなっています。



入院期間が1年以上5年未満の精神障害の方が多く、地域生活への移行と定着を促進するため、住まいの場の確保や、在宅サービスの充実、相談支援の充実など地域生活を支援する取組が重要となっています。